

(備考)

1 従業員等の個人住民税の特別徴収とは

給与支払者（雇い主）が、給与所得者（従業員等）に給与を支払う場合には、所得税法の規定により、その給与から所得税を源泉徴収（天引き）して、国に納めなければなりません。

個人住民税の特別徴収とは、雇い主が、従業員等に代わって、その従業員等が納めるべき個人住民税（市町村民税と県民税）を、所得税と同じように、給与から天引きして、市町村に納める制度です。（この場合の雇い主を個人住民税の「特別徴収義務者」といいます。）

所得税法第183条の規定によって、所得税を源泉徴収する義務がある雇い主（源泉徴収義務者）は、地方税法第321条の4及び従業員等の住所地の市町村の条例の規定により、原則として、個人住民税の特別徴収義務者となります。

ここで、「従業員等」とは、一般の従業員だけでなく、事業所から所得税法上「給与所得」とみなされる役員報酬を得る役員や、青色事業専従者も含まれます。

ただし、申請者（雇い主）において特別徴収義務のあるのは、昨年中（平成27年1月1日～同年12月31日）に給与所得のあった従業員等であって、かつ、平成28年4月1日現在、申請者から給与の支払を受ける者に限られます。

申請者（雇い主）が、特別徴収義務者に該当するかどうか、また、その手続などについて不明な場合は、従業員等の住所地（平成28年1月1日現在）の市町村役場住民税担当課へお問い合わせください。

2 個人住民税特別徴収の実施方法

所得税の源泉徴収義務者から、1月31日までに市町村に提出された前年分の給与支払報告書に基づいて、従業員等ごとの特別徴収すべき住民税の税額を市町村が計算し、原則として5月31日までに、特別徴収義務者に通知します。（地方税法第321条の4）

特別徴収義務者は、その通知に基づいて、各従業員等の毎月（6月～翌年5月）の給料から、特別徴収税額を天引きして、翌月10日までに市町村へ納めていただくことになります。（地方税法第321条の5）

3 申告(誓約)書の作成等について

(1) この様式は、申請者が、高知県内の市町村における上記の特別徴収義務を実施しているかどうかを確認させていただくためのものです。

1による申告か2または3による誓約を行わない場合は、資格審査の申請はできません。

(2) この書類は、審査基準日(申請月の前月の初日)現在で作成し、該当するいずれか一つの項目の前の欄に、印を入れてください。

(3) **1**の場合、個人住民税の特別徴収の実施を確認させていただくために、高知県内において最も多くの従業員等が居住する市町村から送付される直近の**個人住民税特別徴収税額決定通知書の原本**を提示していただきます。

当該通知書が複数枚にわたる場合は、1枚目の原本のみを提示してください。

(4) 新規事業者等のため、審査基準日現在、高知県内の市町村から、地方税法第321条の4の規定による特別徴収義務者の指定通知を受けていない場合は、**2**により誓約してください。

(5) 高知県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員等が全くいない場合は、**3**により誓約してください。

(6) 前回の入札参加資格審査申請において誓約したにもかかわらず、対象者がありながら個人住民税の特別徴収を実施していない場合は、誓約書は受け付けないので注意してください。

(7) この様式は、**2部(1部はコピー)提出してください**。1部は、高知県税務課を経由して高知県内の市町村へ提供するために使用します。

問い合わせ先

◇ 住民税特別徴収制度について

高知県税務課(徴収担当)(088)823-9307

高知県市町村振興課(税政担当)(088)823-9316

従業員等の住所地の市町村役場住民税担当課

◇ 住民税特別徴収の具体的な手続きについて

従業員等の住所地の市町村役場住民税担当課

◇ 測量、建設コンサルタント関係の入札参加資格審査について

高知県建設管理課(建設業振興担当)(088)823-9815